

スマート農業技術を活用した土地利用型野菜 の生産拡大モデル実証に係る動画作成業務

企画提案審査要領

令和 8 年 6 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「スマート農業技術を活用した土地利用型野菜の生産拡大モデル実証に係る動画作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は50点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点
提案のあった業務の内容が優れていること	企画趣旨理解力	・本業務の趣旨や目的を十分理解しているか。	5
	企画提案内容	・提案内容が、スマート農業技術を活用した土地利用型野菜の生産拡大について、生産者の興味を引くような訴求力の高いものとなっているか。	10
		・提案内容が、モデル実証の成果を、ホームページ等で紹介する素材として、適切な内容となっているか。	10
	計画性	・事業のスケジュールは妥当か。	5
	その他	・資料2「業務仕様書」で示していない業務について、独自の提案が示されているか。	5
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる能力・執行体制か。 ・本業務に類する業務実績が良好であるか。	10
	費用積算内訳書	・事業実施にあたり、事業費の増減が生じないよう積算内容が妥当であるか。	5

※ 採点基準は後述のとおり。

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (4) (3)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位を決定し、県に報告する。

なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

【採点基準】

	5点の項目	10点の項目
非常に優れている	5	10
優れている	4	8
妥当である	3	6
やや不十分である	2	4
不十分である	1	2